

議案第7号

加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例を、別紙のとおり制定する。

平成31年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加西市条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「第34条の16」の右に「第1項」を加え、「(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)」及び「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条に規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第3条 家庭的保育事業者等(省令第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。)は、加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。

第4条から第21条までを削る。

第2章から第5章までを削り、第6章の章名を削る。

第49条を第4条とする。

附則第2項から第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加西市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)」及び「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に規定するもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第

63号。以下「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第3条 放課後児童健全育成事業者(省令第3条第1項に規定する放課後児童健全育成事業者をいう。)は、加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。第4条から第21条までを削り、第22条を第4条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加西市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条に規定するもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)に定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第3条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。

第2章及び第3章を削り、第4章の章名を削る。

第53条を第4条とする。

附則第2項から第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

国の法律改正等に伴い、加西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年加西市条例第 21 号）、加西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年加西市条例第 22 号）及び加西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年加西市条例第 23 号）において、文言の修正、条ずれの対応等の改正を行う必要が生じたが、当該条例において加西市独自の基準を定めていないことから、今後は、国の定める基準をもって加西市の基準とし、あわせて暴力団排除に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの。